



塗装業者様、建物の所有者の皆様、  
塗装前に必ずお読みください

屋根や外壁を塗り替えるときは  
色彩を強調した奇抜なものは避けてください!

越谷市では、越谷市景観条例において、良好な景観形成を目的とした「越谷市景観計画」という計画を策定しており、「色彩基準」を定めています。

### 越谷市景観計画の一部

- ☐ 市内全域が景観計画区域です
- ☐ 届出が不要でも、良好な景観形成に努める必要があります
- ☐ 塗装色について地域・地区毎に色彩基準があります

Q

なぜ奇抜な色や原色  
を使用するとよく  
ないの？



A

- ・良好な景観は、生活空間にうるおいやすらぎなどを与え、都市の魅力を生み出します。
- ・景観は、様々な要素が集まって作られるものです。1つ1つの要素が個性を強調しすぎると、不調和を生み出し、本来引き立てるべき地域の魅力ある景観を阻害することになりかねません。

裏面「色彩基準」を確認して塗装してください➡➡➡➡➡

こんな時は  
下記問合せ先まで

- ・越谷市景観計画について知りたい
- ・塗装色の色彩が基準上、望ましいか教えてほしい

問合せ先 越谷市 都市整備部 都市計画課

【TEL】 048-963-9221 (直通)

【Eメール】 toshikei@city.koshigaya.lg.jp

越谷市景観計画  
二次元コード➡



〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

## ■色彩基準について

越谷市では、良好な景観形成を目的とした越谷市景観条例及び越谷市景観計画の中で地域・地区・ゾーン毎に色彩基準を定めています。

### 1. 地域・地区・ゾーンの区分について

越谷市全域が景観計画区域であり、3つの特定地区以外の場所が一般地域となります。

また、各地域・地区内において、景観ゾーンを設けています。

#### (1)★地域・★地区の区分

#### (2)ゾーンの区分

ゾーンの区分は土地に定められた★用途地域に対応して設定しています。

ゾーン名	用途地域
住宅地景観ゾーン	住居系用途地域（〇〇住居地域、〇〇住居専用地域が該当します）
商業・業務地景観ゾーン	近隣商業地域、商業地域
工業・流通業務地景観ゾーン	準工業地域
田園・集落景観ゾーン	指定なし（市街化調整区域）

#### ★地域・地区・用途地域の調べ方について

塗装予定の建物等の場所を【こしがや住まいるマップ（都市計画情報）】で検索すると、「景観計画区域の区分」や「用途地域」を調べることが出来ます。

【こしがや住まいるマップ（都市計画情報）】は、越谷市ホームページ（トップページ）からアクセスできます。  
※スマートフォンからは閲覧できません

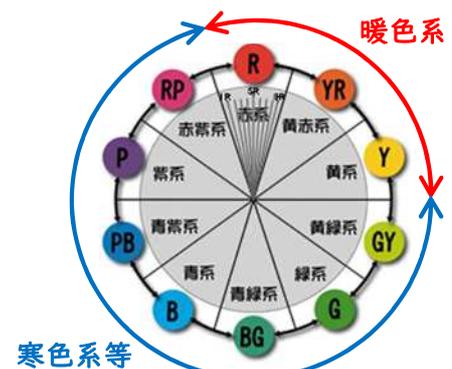
### 2. 色彩基準について

越谷市では、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いた色彩基準を設けています。マンセル表色系とは、1つの色を「色相（色合い）」、「明度（明るさ）」、「彩度（鮮やかさ）」の3属性で表すものです。

#### (1)色彩基準の一例(各地域・地区内の商業・業務地景観ゾーン以外)

※商業・業務地景観ゾーンは別途基準がありますので、越谷市景観計画をご確認ください。

色相	部位	基調色	
		明度	彩度
暖色系	外壁	1以上	4以下
	屋根	1以上	4以下
寒色系等	外壁	1以上	2以下
	屋根	1以上	2以下
無彩色	外壁	1以上	—
	屋根	1以上	—



壁又は屋根の各見付面積の85%以上を基調色とする必要があります。